

東郷町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時において高齢者、障がい者等の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するため、木造住宅に耐震シェルターを整備する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 東郷町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は、2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 東郷町が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震シェルター 住宅内に整備する地震時住宅倒壊から人命を守ることを目的とした住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する装置であつて、別表第1に掲げるものをいう。

(5) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要す

る費用をいう。

(6) 高齢者 申請した日の属する年度の年度末時点で65歳以上の者をいう。

(7) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 旧基準木造住宅であって、高齢者又は障がい者が居住するものであること。

(2) 木造住宅耐震診断において、前条第3号アの判定値が0.4以下又は同号イの評点が40点以下と診断されていること。

(3) この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの整備がされていないこと。

(4) 過去に東郷町民間木造住宅耐震改修工事費補助制度に基づく耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の補助金の交付を受けたことのある住宅でないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 補助対象住宅の所有者（現にその建物に居住する者で所有者の同意が得られる者を含む。）であること。

(2) 町税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の制限）

第5条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

第6条 この要綱による補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルターの整備に着手する前に、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 固定資産家屋証明書（第2条第2号アに規定する無料耐震診断の報告書を添付するときは、省略することができる。）
- (2) 住宅耐震診断結果報告書等（木造住宅耐震診断によるものに限る。）
- (3) 住民票の写し、身体障害者手帳の写しその他の高齢者又は障がい者世帯であることが確認できる書類
- (4) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (5) 案内図
- (6) 平面図（整備予定場所を明記したもの）
- (7) 整備予定場所の写真
- (8) 町税の納税証明書（未納額がないことを証するもの）
- (9) 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合は、耐震シェルターを整備することについて、当該所有者が承諾していることを確認できる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、民間木造受託耐震シェルター整備費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 申請者は、補助金交付決定後に、補助金の額の変更が生じる変更をしようとするとき又は申請者の変更があるときは、民間木造住宅耐震シェルター整備費

補助金変更承認申請書（様式第３）に変更内容が分かる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- ２ 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金変更承認通知書（様式第４）により申請者に通知するものとする。

（整備の中止及び廃止）

- 第１０条 申請者は、補助金の交付決定後において、整備を中止し、又は廃止するときは、民間木造住宅耐震シェルター整備中止（廃止）届（様式第５）により町長に届け出なければならない。

（完了実績報告等）

- 第１１条 申請者は、耐震シェルターの整備が完了したときは、整備が完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月末日のいずれか早い期日までに、民間木造住宅耐震シェルター整備完了実績報告書（様式第６）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルターの整備に係る請求書又は領収書の写し（整備事業者が発行したものに限る。）
- (3) 整備前、整備中及び整備完了後の写真
- (4) 前３号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

- 第１２条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金額確定通知書（様式第７）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

- 第１３条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して１０日以内に民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金支払請求書（様式第８）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に定める期日までに民間木造住宅耐震シェルター整備完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第15条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	会 社 名
木造軸組耐震シェルター「剛建」	有限会社宮田鉄工
耐震シェルター 耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
つみっくブロックシェルター	株式会社つみっく、N P O 法人つみ っ庫くらぶ
木質耐震シェルター 7 0 K	一般社団法人耐震住宅 1 0 0 % 実 行委員会
防災ベッド B B - 0 0 2	株式会社ニッケン鋼業
介護用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
安心防災ベッド枠 B	フジワラ産業株式会社
お部屋丸ごとコンテナ型耐震シェルター まもルーム	株式会社カラフルコンテナ
耐震健康シェルター「命守（いのちもり）」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
耐震ベッド「ウッド・ラック」ひのき庵	新光産業株式会社
耐震ベッド「ウッド・ラック」WOOD・ L U C K	新光産業株式会社
減災寝室	有限会社扇光
パネル式耐震シェルター	S U S 株式会社
木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
シェルキューブ R	株式会社デリス建築研究所
耐震 T B シェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設
耐震シェルター レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
～住居内の安心できる避難場所「！逃げ込 め」～シェルターユニットバス（U B）	J 建築システム株式会社
シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所

別表第 2（第 6 条関係）

整備装置	補助限度額
耐震シェルター	30 万円（対象経費が 30 万円を下回るときは、当該経費の額）